

○浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付要綱

昭和55年 5月30日

告示第21号

(趣旨)

**第1条** 市長は、住民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成を推進するため、自主防災組織が防災活動を行う上に必要な防災器材等の購入に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(昭56告示15・一部改正)

(定義)

**第2条** この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため自治会を単位としておおむね100世帯以上で組織された団体であつて、団体としての規約を持つものをいう。

(令2告示32・一部改正)

(補助の対象とする防災器材等)

**第3条** 第1条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象とする防災器材等は、別表に掲げる物とする。

(昭56告示15・令2告示32・一部改正)

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、自主防災組織が購入した前条の防災器材等の購入費の3分の2の額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。）とする。ただし、補助金の額は、1自主防災組織について200,000円を超えることができない。

(交付の申請)

**第5条** 自主防災組織の代表者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長の定める期日までに浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(昭56告示15・一部改正)

(交付の決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、

補助金の交付を決定したときは、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付申請をした自主防災組織の代表者に通知するものとする。

（昭56告示15・一部改正）

（防災器材等購入の変更）

**第7条** 前条の規定による通知を受けた自主防災組織の代表者は、申請書の記載事項のうち購入予定の防災器材等の品名、数量又は金額を変更しようとするときは、次に掲げる場合を除き、速やかに浦安市自主防災組織防災器材等購入変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。この場合、市長は、補助金の交付決定を変更することができる。

(1) 購入予定の防災機材等の金額が減額される場合であつて、品名に変更がない場合

(2) 購入予定の防災機材等の金額が増額される場合であつて、前条の規定による補助金の交付決定の額が200,000円であり、かつ、品名及び数量に変更がない場合

2 第6条の規定は、前項の規定により補助金の交付決定を変更する場合に準用する。

（昭56告示15・一部改正）

（実績報告）

**第8条** 自主防災組織の代表者は、第5条の規定による申請に係る防災器材等を購入したときは、速やかに浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金実績報告書（別記第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（昭56告示15・一部改正）

（補助金の額の確定）

**第9条** 市長は、前条の規定による報告が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金額確定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（昭56告示15・一部改正）

（請求等）

**第10条** 自主防災組織の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭56告示15・一部改正）

**第11条** 自主防災組織の代表者は、第6条の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、概算払いの方法により補助金の交付を受けることができる。この場合において、自主防災組織の代表者は、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた自主防災組織の代表者は、第9条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金概算払精算書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（昭56告示15・一部改正）

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

**第12条** 市長は、自主防災組織の代表者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、市長は、その返還を命じることができる。

（昭56告示15・一部改正）

（検査及び報告）

**第13条** 市長は、自主防災組織に対して、防災器材等を検査し、又は報告を求めることができる。

（昭56告示15・一部改正）

（補則）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（昭56告示15・一部改正）

**附 則**

この告示は、公示の日から施行し、昭和55年5月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月20日告示第15号）

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月5日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成13年3月1日告示第10号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月28日告示第66号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月14日告示第25号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表（第3条）

（令2告示32・追加）

種別	品目
情報伝達・収集用器材	トランシーバー
	ラジオ
	電気メガホン
救出用器材	工具類（バール、ハンマー、スコップ等）
	ジャッキ
	チェーンソー
	はしご及び脚立
	ロープ
	リヤカー
	土のう（水のう）及び止水板
	排水用ポンプ
	ボート（船外機を除く。）
	救命胴衣及び用具

救護用器材	担架及びストレッチャー
	車いす
	救急薬品
初期消火用器材	スタンドパイプ
	消火ホース
避難用器材	発電機
	蓄電池
	ソーラーパネル
	大型ライト及び投光器
	コードリール
	テント
	毛布及びマット
	簡易トイレ及び便袋
	エレベーター用防災セット
誘導用器材	懐中電灯、誘導灯及びランタン
	標旗及びのぼり
給食・給水用器材	炊き出し用品（鍋、かまど等）
	ガスコンロ
	給水タンク
その他器材	防災服（防寒服、雨合羽、ベスト及びビブスを含む。）
	装備品（ヘルメット、腕章、手袋、長靴及び安全靴）



第2号様式(第6条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた防災器材等購入補助金の交付額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額

円

第3号様式(第7条第1項)

浦安市自主防災組織防災器材等購入変更承認申請書

年 月 日

(宛先)浦安市長

名 称

代表者職・氏名



年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった防災器材等購入計画について次のとおり変更したいので申請します。

○変更前

品 名	数 量	単 価	金 額

○変更後

品 名	数 量	単 価	金 額

○変更の理由

--



第5号様式(第9条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金額確定通知書

下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浦安市自主防災組織防災器材等  
購入補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第6号様式(第10条)

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

名 称

代表者職・氏名

印

年 月 日付け 第 号をもつて額の確定があつた 年度浦安市自主  
防災組織防災器材等購入補助金を下記のとおり請求します。

記

交付確定額 円

交付請求額 円

振 込 先

金 融 機 関 名	預 金 の 種 類	口 座 番 号	口 座 名 義
	当 座 普 通		

第7号様式(第11条第1項)

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金概算払交付請求書

年 月 日

(宛先)浦安市長

名 称  
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた 年度浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金の概算交付を受けたいので、下記のとおり請求いたします。

記

交付決定額 円  
概算交付請求額 円  
振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義
	当座 普通		

第8号様式(第11条第2項)

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金概算払精算書

年 月 日

(宛先)浦安市長

名 称  
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で確定のあつた 年度浦安市自主防災組織防  
災器材等購入補助金を下記のとおり精算します。

記

概算交付額	円
交付確定額	円
精算額	円